

右古より 公儀江被上候御城并御国絵図相改申通、如此御座候、以上、

延宝五年十一月廿一日

横山（氏從）外記（花押）

（文責 木越隆三）

(25) 寛文十一年 公儀江被上候絵図

一、金沢御城石垣損候所御窺絵図之写

壺 枚

(朱書)

「右絵図之御書付」

一、三之丸之内東南之間石垣、高式間半朱引之所惣間式拾八間四尺之内長七間、寛文十年十二月崩申候、件之ひ、き二而、右之方石垣長五間之所左之方石垣長九尺崩懸申候間、築直申度奉存候事、

一、二之丸之外、北西之間石垣高三間半長式間、寛文十一年正月崩申候、中石垣二而根石_ろ下之土居迄四間半御座候、此土居も過半崩申候故、残石垣もくるひ申候間、石垣土居共二築直申度奉存候事、

以上

寛文十一年 辛 亥 年六月十一日

(前田綱紀)
松平加賀守

(26)

(朱書)
「奉書之写」

以 上

金沢城二丸北西之間中石垣土居共崩候所、被築直之事并三丸東南之間石垣去年崩候所、左右之石垣崩懸付而、是又被築度之由、絵図之通得其意候、如元可有修補候、恐々謹言、

寛文十一年 亥

六月十九日

稻葉美濃守

正則
板倉内膳正

重矩

(27)

松平加賀守殿

土屋但馬守

数直

久世大和守

広之

右絵図、寛文十一年亥六月十一日板倉市正殿江津田半大夫為御使被遣、則御月番稻葉美濃守殿迄市正殿被仰入候処、右御伺之石垣破損之所如元御普請可被 仰付由、同年六月十九日之奉書一通、板倉市正殿右同日本郷御屋敷江御持参二御座候、

一、右被上候金沢御城絵図之写一通并奉書一通、江戸表御納戸土藏二御座候、

一、右絵図之写一通、奉書之写一通金沢薪丸御土藏二有之候、寄合所土藏二も同写御座候、

右之外

一、白山論所之儀二付寛文六年

横山外記江戸江為御使罷越刻

岡田豊前守殿迄被遣白山之絵図

壺 枚

(岡田義政)

(横山氏從)

(江戸城)

右絵図、豊前守殿迄外記持参、豊前守殿御請取、則御城江持参、御老中江御渡之由御申候絵図故、此帳面二書載申候、

一、右絵図之写、江戸表御納戸土藏二御座候、

一、右絵図之扣、金沢薪丸御土藏二御座候、

得其意候、如元可有普請候、恐々謹言、

寛文七年
五月廿八日

久世大和守

板倉内膳正 広之

土屋但馬守 重矩

稲葉美濃守 数直

正則

松平加賀守殿

(23)

右絵図、寛文七年未五月廿六日、岡田豊前守殿江御渡、御月番久世

(義政)

大和守殿迄被 仰遣候処、右御伺石垣損候所、如元御普請可被 仰
付旨、同年五月廿八日之奉書一通、大和守殿御屋敷迄為持被指越候、

一、右被上候金沢御城絵図之写一枚并奉書一通、江戸表御納戸土蔵

二御座候、

一、右絵図写一通、奉書之写一通、金沢薪丸御土蔵ニ有之候、寄合

所土蔵ニも同写御座候、

寛文八年 公儀江被上候絵図

一、金沢御城并侍屋敷町屋敷共二一所ニ記申候絵図

壹 枚

(朱書)
「右絵図之御書付」

加賀国金沢之絵図

松平加賀守

一、小松御城并侍屋敷町屋敷共二一所ニ記申候絵図

壹 枚

(朱書)
「右絵図之御書付」

加賀国小松之絵図

松平加賀守

右金沢・小松両所之絵図、寛文八年四月十五日岡田豊前守殿江於本

(義政)

郷御屋敷御渡、同月廿一日豊前守殿御城江持参、御老中江被懸御目、
則絵図御奉行江被相渡由、同廿一日本郷御屋鋪江御越、奥村因幡迄

(唐札)

被仰聞候、且又右絵図被上、御満足之旨、從 御前、豊前守殿江御
手紙被遣候処、其御返事御座候、

一、右 公儀江被上候金沢之絵図写一通、小松之絵図写一通江戸表

御納戸土蔵ニ御座候、

但此絵図ニハ御城外町屋敷、正保四と替り申所、為可入 御覽彩御座

候、其外ハ上り絵図ニ違無御座候、江戸ニ而ハ右之絵図扣ニ用御座候、

一、右岡田豊前守殿・奥村因幡江被仰聞口上之通、覚書并右絵図、

御城江持参被上候、為御礼被遣候御手紙之返事、江戸表御納戸土

蔵ニ御座候、

一、右被上候金沢・小松両所之絵図之扣二通并豊前守殿口上之通覚書、

其外御手紙被遣返事之写共ニ金沢薪丸御土蔵ニ被入置候、寄合所
土蔵ニも絵図之写二通并右之覚書共ニ御座候、

一、三之丸北方橋爪石垣、長三十七間之内貳拾貳間、高九尺石口ひらき押出、水出候者崩可申鉢御座候、

表書絵図之通、当五月依地震石垣破損之所、連々を以如前々普請申付度奉存候、以上、

寛文貳年^{壬寅}六月廿六日

(前田綱紀)
松平加賀守

(19) 「奉書之写」

小松城本丸西之方石垣壺ヶ所、西角^ノ北方石垣壺ヶ所、南之方石垣式ヶ所、同方升形石垣壺ヶ所、北方石垣之内西東角式ヶ所、東^ノ南方折廻石垣壺ヶ所、南方^ノ東方折廻石垣壺ヶ所、二丸南方橋台石垣壺ヶ所、東方石垣壺ヶ所、同所外類南方升形石垣壺ヶ所、三丸北方橋爪石垣壺ヶ所、去頃地震之節就破損、修復有之度旨絵図之通得其意候、以連々如元普請尤存候、恐々謹言、

寛文貳寅
六月廿九日

稲葉美濃守
正則
阿部豊後守
忠秋
酒井雅楽頭
忠清

(前田綱紀)
松平加賀守殿

(20) 右金沢・小松両御城之絵図、寛文貳年寅六月廿六日御月番稲葉美濃

^(孝貞)守殿迄、前田対馬為御使持参仕上之申候、右御伺両御城石垣損候所、

修復以連々如元御普請可被^(平出)仰付旨、同年六月廿九日之奉書式通、稲葉美濃守殿於御宅、同年七月朔日前田対馬ニ被相渡候、

一、右被上候金沢・小松両所絵図之写式枚并奉書式通、江戸表御納戸土蔵ニ御座候、

一、右両所絵図之写ニ通奉書之写式通、金沢薪丸御土蔵有之候、寄合所土蔵ニも同写御座候、

(21) 寛文七年 公儀江被上候絵図

一、金沢御城石垣損候所御伺之絵図

壺 枚

(朱書)
「右絵図之御書付」。以下は、絵図原本による。

加州金沢城二之丸北之方石垣、去年午五月霖雨之時分、高五間、^(土)長サ折廻八拾七間之内拾六間崩申候、其つ、きの石垣、何茂いた^(之)ミ可崩鉢ニ候間、右八拾七間之所築直申度奉存候、此外者寛文二^(式)年絵図ニ記差上之奉書被下候分、修復いまた出来不申所御座候、是又連々普請可申付候、以上、

寛文七^丁未年五月十一日 松平加賀守 御判

(22) 「奉書之写」

以上

金沢城二丸北方石垣崩候所并左右破損之所被築直度之由、絵図之通

一、同所南方しのき角石垣高拾四間下式本目^{〔折〕}式拾九本目迄之内九本、跡々おれ申と相見、折口古ク御座候、其上今度之地震ニ石垣いたミ申候、

表書絵図之通、石垣破損并築さしの所、^{〔以連々〕}連々を以如前々普請申付度奉存候、以上、

(17) 寛文貳^{〔朱書〕}壬寅年六月廿六日
「奉書之写」

^{〔前田綱紀〕}
松平加賀守

金沢城二丸北土橋門脇之石垣壺ヶ所、同所門脇左方石垣壺ヶ所、同所土留石垣壺ヶ所、此三ヶ所者破損付而、先年奉書雖被取置候、普請相延由之事、本丸西之石垣壺ヶ所、玉泉院丸北之石垣壺ヶ所、三丸南門脇石垣壺ヶ所破損事、此外去頃地震付而本丸南方石垣壺ヶ所、同所南方櫓下石垣壺ヶ所、本丸与二丸之間石垣壺ヶ所、西方石垣壺ヶ所、南方外類石垣壺ヶ所、同所櫓台石垣壺ヶ所、本丸櫓下石垣壺ヶ所、南方角櫓下石垣壺ヶ所、同南方角石垣壺ヶ所、二丸北方外類土居壺ヶ所破損事、右之所々修復被有之度由、絵図之通得其意候、以連々如元普請尤候、恐々謹言、

寛文貳寅
六月廿九日

稲葉美濃守

正則

阿部豊後守

忠秋

酒井雅楽頭

忠清

(18) 一、小松御城石垣損候所御伺之絵図

^{〔前田綱紀〕}
松平加賀守殿

^{〔朱書〕}
「右絵図之御書付」

加州小松城地石垣破損之覺

壺 枚

一、本丸西方石垣長七間半、高三間貳尺押出申候、
一、同所西角^{〔側〕}北方石垣長七間、高三間貳尺、石口ひらき押出、水出候者崩可申躰御座候、

一、同所南方石垣長六間、高三間石口ひらき申候、

一、同所南石垣長五間、高三間石口ひらき押出申候、

一、同所南方石垣升形幅四間半、高九尺石口ひらき、くひ違申候、

一、同所北方石垣高貳間、長拾六間四尺之内西東之角二ヶ所にて長八間石口ひらき押出申候、

一、同所東方^{〔側〕}南方江折廻石垣長拾六間、高貳間角石共ニ押出、石口くひ違、水出候者崩可申躰御座候、

一、同所南方^{〔側〕}東方江折廻石垣長拾四間半、高貳間、角石共ニ押出、石口くひ違地形われ申候、水出候者、崩可申躰御座候、

一、二之丸南方橋台高九尺、角石^{〔側〕}三ツ目三本押出、石口ひらき申候、

一、同所東方石垣長四間半、高三間押出、石くるひ申候、

一、同所外かは南方石垣、升形幅貳間半、長六間四尺、高壺丈五寸根石くるひ石口ひらき申候、

守殿迄被上置候趣も御書載被成候、

- 一、右絵図写、金沢并江戸御土蔵ニも無御座候、伊豆守殿江信斎持参仕節、寺岡与兵衛手前ニ写置候故、其絵図を以今般写、金沢薪丸御土蔵江一通、寄合所土蔵江も一通入置申候、

(16) 寛文貳年 公儀江被上候絵図

- 一、金沢御城石垣損候所御伺之絵図

壹枚

〔朱書〕
「右絵図之御書付」

加州金沢城石垣破損之覺。以下は、絵図原本による。

- 一、二之丸北土橋門脇右之方石垣、惣高貳間長八間、上石二篇崩申候、寛永八年得 上意、石垣申付候処、小石ニ而ひかへ短ク御座候付、
〔寛永九年〕
翌年之春大風ニ而堀共ニ崩申候、其以後不申上、其俣ニ而差置申候、
〔土橋門〕
一、同所門脇左横は、六尺、長四間貳尺、高貳間、折廻長貳拾四間、
〔寛永八年〕
高堀底々七間三尺、右同時得 上意、普請仕候処、小石故崩、其俣指置申候、

- 一、同所土留石垣築さし、長三拾間、高三間、右同時得 上意、石集置候得共あなたこなた相延、尔今普請不申付候三ヶ所普請之義に付
〔一〕
〔忠世〕
而酒井雅楽頭殿・土井大炊頭殿・酒井讃岐守殿・永井信濃守殿一紙
〔利勝〕
奉書、去春松平伊豆守殿迄上申候、
〔寛文元年九月一日付〕

- 一、本丸西之石垣崩口、上ニ而七間、下ニ而九間、高拾間、中納言隱居
〔貳〕
以後、承応貳年八月七日風雨強ク大松二本根こけ、下江落、其節崩
〔利常〕

申候、本丸々西江地形次第二事之外〔低乙〕ひきく御座候故、年々水入くつろき候躰ニ御座候、

- 一、玉泉院丸北之石垣、崩口拾六間、高四間、中納言隱居以後、土蔵造候刻、地かち仕候へハ、其ひ、きにて崩申候、地本悪敷連々石垣くつろき申と相見申候、
〔得〕
〔元〕

- 一、三之丸南之門脇石垣、長貳間貳尺五寸、は、貳間、高九尺五寸石垣さかり、石口ひらきゆかミ申候、
〔南之方石垣〕
〔幅〕

当五月 依地震石垣破損之覺

- 一、本丸南石垣角々八九間、西平均石三間程下、六尺四方程はらミ申候、
〔南之方〕
一、同所南方櫓下石垣九尺四方程はらミ申候、
〔ト〕
一、本丸与二之丸之間石垣、高七間四尺、長八間崩申候、
一、同所西之方石垣、高三間半、長拾五間貳尺石口ひらき押出、追付崩可申躰ニ御座候、

- 一、本丸南方外かは石垣、高八間、長七間半、角之平均々六七尺下角脇石式ツ押出、其つ、き石くるひ、追付崩可申躰ニ御座候、
〔やくら〕

- 一、同所外かは櫓台石垣、高八間、長拾三間崩申候、
〔上〕

- 一、二之丸北方外かは土居、堀底々高八間、長五間堀共ニ崩申候、

- 一、本丸櫓下石垣高拾五間、角石数三拾五本之内三本跡々おれ申と相見、
〔五〕
折口古ク御座候、其上今度之地震ニ地形われ、石垣弥いたミ申候、

- 一、同所南方しきの角櫓下石垣高拾四間下四本目々三拾六本目迄之内、
〔を〕
角石拾本跡々おれ申と相見、折口古ク御座候、其上今度之地震ニ石垣いたミ申候、

（中略）

○「正保四年慶安式年 公儀江被上候御国絵図」の目録および
提出事情、所蔵についての記述は略した。

(12) 万治式年・同三年御国江御越候御目付衆江被遣候絵図

一、金沢御城之絵図

壺 枚

右御城之絵図万治式年石川弥左衛門殿・内藤新五郎殿、万治
三年渡部筑後守殿・能勢治左衛門殿御請取候、

(13) 万治四年 公儀江被上候絵図

一、金沢御城石垣損候所御伺之絵図

壺 枚

但、此絵図ハ寛永八年御城御作事被成候所土留石垣、芳春院
様丸との間之石垣并北江明候御門脇石垣等之儀、同年九月朔
日奉書有之分、至当御代万治四年ニ被 仰上絵図ニ御座候、

(14)

（朱書）
「右絵図之御書付」

加州金沢城石垣破損之覚

一、二之丸北土橋門脇右之方石垣、惣高式間長八間上石二篇崩申候、
寛永八年得 上意、石垣申付候処、小石ニ而ひかへ短ク御座候付、
翌年之春大風ニ而堀共ニ崩申候、其以後不申上、其俣ニ而指置申候、
一、同所門之脇左横幅六尺、長四間式尺高サ式間折廻長式拾四間、高
サ堀底々七間三尺、右同時得 上意普請仕候処、小石故崩、其俣指
置申候、

一、同所土留石垣築さし長三拾間高サ三間、右同時得 上意、石集置
候得共あなたこなた相延、尔今普請不申付候三ヶ所普請之儀付而酒

（忠世） 井雅楽頭殿・土井大炊頭殿・酒井讃岐守殿・永井信濃守殿一紙奉書
御座候、

一、本丸西之石垣崩口、上ニ而七間、下ニ而九間、高サ拾間、中納言隱
居以後、承応二年八月七日風雨つよく大松二本根こけ下江落、其節
崩申候、本丸々西江地形次第ニ事之外ひきく御座候故、年々水入く
つろき候躰之旨申候、

一、玉泉院丸北之石垣崩口拾六間高サ四間、中納言隱居以後土藏造候
刻、地かち仕候へハ、其ひ、きにて崩申候、地本悪敷連々石垣くつ
ろき申と相見ニ候由申候、

一、三之丸南之門脇石垣長式間式尺五寸、幅式間高サ九尺五寸石垣さ
かり、石口ひらきゆかミ申候、築直し申度奉存候、
右連々を以修理申付度奉存候、以上、

万治四年

正月十六日

（前田綱紀）
松平加賀守 御判

（朱書）
「万治四年二年号改元寛文元年ニ替り申候故絵図御書付
年号と伊豆守殿江信齋右絵図持参仕年号と違申と奉存候」

(15)

右絵図、寛文元年丑正月十八日松平伊豆守殿江今枝信齋罷越相伺、
翌十九日伊豆守殿家来齊藤市左衛門・小畠助左衛門迄相渡申候、此
段寺岡与兵衛手前覚書御座候、

一、右絵図、伊豆守殿御留置、翌年御死去、埒明不申候付、寛文式年
重而絵図を以被 仰上候、且又、右寛永八年九月朔日之奉書、伊豆

(寛永八年)
拾月四日

永井信濃守 尚政

酒井讃岐守 忠勝

土井大炊頭 利勝

酒井雅楽頭 忠世

加賀(前田利常)

中納言殿

参尊報

右石垣修復之儀、奉書之写并御願之通被 仰出候ニ付御礼被 仰上
候時分之奉書、本紙ハ金沢薪丸御土蔵ニ御座候、

(10) 一、右石垣修復可被 仰付由奉書之本紙無御座候、子細ハ寛文元年丑

(松平信綱)

正月十九日松平伊豆守殿江今枝信斎上置申候、翌年伊豆守殿御死去、
右之奉書何方ニ被指置候哉、御返無之故、写計御座候、委細寺岡与
兵衛手前ニ覚書仕置申候、

右御先代、御城石垣損候所御伺、奉書御座候分如此ニ御座候、

(11) 正保四年 公儀江被上候絵図

一、正保四年金沢御城并侍屋敷町屋鋪一所ニ記申絵図 壹 枚

(朱書)

「右絵図之御書付」

加賀国金沢絵図

(前田綱紀)

松平犬千代居城

一、正保四年小松御城并侍屋鋪町屋敷一所ニ記申絵図 壹 枚

(朱書)

「右絵図之御書付」

加賀国小松絵図

(朱書)

「但如此計ニ而 御名ハ無御座候」

一、正保四年富山御城并侍屋敷町屋敷一所ニ記申絵図 壹 枚

(朱書)

「右絵図之御書付」

越中国富山古城絵図松平肥前守

(前田利常)

領分之内

松平淡路守当分罷有
(前田利常)

一、正保四年大正持御城并侍屋敷町屋鋪一所ニ記申絵図 壹 枚

(朱書)

「右絵図之御書付」

松平飛騨守居所
(前田利常)

加賀国大正持絵図

右金沢・小松・富山・大正持四ヶ所之絵図四通、正保四年亥十二月十
六日井上筑後守殿家来惣山市丞方江佐分儀兵衛相渡申候由、其節絵図
御奉行森川伊織、絵図箱入目録記置申候、

但、右之時分井上筑後守殿御大目付ニ而、絵図之儀御裁許、御城絵図・御国
絵図共ニ筑後守殿申来候、其故筑後守殿御家来惣山市丞絵図請取申候と相
見申候、右之節筑後守殿申来候趣、江戸表御納戸土蔵絵図箱之内
并当地御算用場ニも覚書御座候、

一、右四ヶ所絵図之扣四通、江戸表御納戸土蔵ニ御座候、

一、右四ヶ所絵図之写四通、金沢薪丸御土蔵并寄合所土蔵ニも四通御
座候、

可被申付之旨 上意候間、可被為得其意候、恐々謹言、

寛永八未

六月六日

永井信濃守 尚政

酒井讃岐守 忠勝

土井大炊頭 利勝

酒井雅楽頭 忠世

加賀(前田利常)

中納言殿

以上

(6)

御札致拝見候、御居城二丸御作事ニ付、御普請有度所、以絵図被仰上候之處、則普請被有之候之様ニと 上意之儀御満足之旨被差進使者候、右之趣具達 高聞候之處、御念之入候段御機嫌ニ御座候、恐惶謹言、

(寛永八年)

六月廿九日

永井信濃守 尚政

酒井讃岐守 忠勝

土井大炊頭 利勝

酒井雅楽頭 忠世

加賀(前田利常)

中納言殿

御報

右両通之本紙、金沢新丸御土蔵ニ御座候、

(7) 一、金沢御城御作事被成候所、土留石垣、芳春院様丸との間之石垣并

北江明候御門脇石垣等之儀、寛永八年絵図を以被 仰上候御様子ニ而、

右御願之通可被 仰付由、寛永八年九月朔日之奉書写一通并右御札

被 仰上候時分之奉書、此紙面ニ書写上之申候、右絵図之扣御土蔵

其外尋候へ共相見ニ不申候、

(朱書)

「奉書之写」

(8)

〔春〕

今度御作事被有之候所、土留之石垣、芳珠院丸との間之石垣、北江明候門脇石垣等事、如絵図遂披露候處、普請可被申付之旨 御意候、

可被成其御心得候、恐々謹言、

寛永八未

九月朔日

永井信濃守

酒井讃岐守

土井大炊頭

酒井雅楽頭

此文言之内芳春院様御名、春と申字ニ而可有之儀ニ御座候へ共、奉書之写ニ珠与申字書付在之ニ付、其通ニ写申候

加賀(前田利常)

中納言殿

人々御中

(9)

以上

尊札致拝見候、今度御居城普請之儀 上意之趣申入候之處、御満足ニ思召、為御札被差進使節候、御念之入候通具可達 上聞候、委曲御使者可為演說候、恐惶謹言、

〔表紙〕
「古ヨリ 公儀江被上候御城絵図御国絵図改申品々之帳」

覚

(1) 一、金沢御城御本丸狹御座候付、西北之丸を御本丸江御取込被成度思召之旨、元和七年絵図を以被 仰上候御様子ニ而、右御願之通可被 仰付由、元和七年二月七日之奉書尙通并土井大炊助殿・本多上野（正純）介殿之御状と両通御座候、右之節絵図之写御土蔵共外随分相尋候へ共、見へ不申候、右両通此紙面ニ書写上之申候、

(2) 奉書之写

以上

一筆申入候、仍金沢御城本丸狹御座候付、西北之丸を御本丸江御取込被成度之様ニ承候、以絵図披露仕候之处、一段御尤ニ被 思召、右之御普請急度可被仰付之旨 御意候之間、可被為得其意候、恐々謹言、

元和七
二月七日

安藤対馬守 重信（力）
土井大炊助 利勝
本多上野介 正純
酒井雅楽頭 忠世

〔前田利光〕
松平筑前守殿

人々御中

(3) 〔朱書〕
「土井大炊助殿 御返札之写」
本多上野介殿

以上

貴札致拝見候、仍金沢御城内、今度御普請被成度付、森権太夫（祐知）被為差越候、達 上聞候之处、御使者権太夫 御前被 召出、御普請之様子被 仰付候、就夫御錠之趣、酒井雅楽頭・安藤対馬守・我等共以連署申入候、委細御使者可被申候、恐々謹言、

二月七日

土井大炊助 利勝
本多上野介 正純

加賀〔前田利光〕
宰相殿 御報

(4) 一、金沢御城先年依火事、二三之丸一所ニ被成御作事被遊ニ付、芳春院様丸西之方之堀為御掘被成度之旨、寛永八年以絵図被 仰上御様子ニ而、右御願之通可被仰付由、寛永八年未六月六日之奉書一通并右御札被 仰上候時分之奉書共ニ両通御座候、就夫、右之節絵図之扣御土蔵其外尋申候へ共、相見ニ不申候、右両通此紙面ニ書写上之申候、

〔朱書〕
「奉書之写」
以上

(5)

以上

今度御居城、依火事、二三之丸ひとつニ被成、御作事可有之ニ付而、芳春院丸西之堀被成御掘度之旨被仰上候、如絵図遂披露候之处、早々

【資料紹介】

「古より公儀江被上候御城絵図・御国絵図改申品々之帳」

凡例

一、ここで紹介する史料は、金沢市立玉川図書館近世史料館の加越能文庫に所蔵される延宝五年横山外記氏従著「公儀へ被上候御城并御国絵図品々帳」全四冊（一六・二〇―七五）のうち、第一分冊の「古より公儀江被上候御城絵図・御国絵図改申品々之帳」である。他の三冊は、

②「御城并御国絵図公儀へ被上候写其外品々絵図江戸表御納戸土蔵ニ有之分之帳」

③「同金沢薪丸土蔵ニ在之分之帳」

④「同御算用場土蔵御土蔵ニ有之分之帳」

という表題をもち、それぞれ江戸屋敷・金沢城薪丸土蔵・金沢城算用場土蔵に保管されていた加賀藩領城絵図・国絵図の調査記録である。いずれも延宝五年当時、藩が所有していた幕府上程用の控絵図や写図の保管状況を調べた重要資料であるが、今回は紹介できなかった。

一、翻刻にあたり原文の趣旨をそこなわない範囲において、次の原則によって表記を統一した。

(1) 字体は常用漢字を原則としたが、而・茂・江・者・与などの変体仮名やゝなどの合字はそのままとし、正字・旧字の一部についてそのままにしたものがある。

(2) 朱書された部分や表紙については「」を付し、右肩に（朱書）（表紙）と注記した。

(3) 表敬の欠字・平出については、一字あけ、平出についてのみ右傍に（平出）と注記した。

(4) 編者の付した傍注には（ ）を付し、校訂箇所は「」で示した。

(5) 本文の(16)の絵図書付については、金沢大学附属図書館所蔵絵図（尊経閣所蔵図写）によって原文を示し、「古より公儀江被上候御城絵図・御国絵図改候品々之帳」の表記と異なる部分についてのみ右傍に「」で異同を示した。